



平成 20年 2月 20日

各 位

会 社 名 株式会社リンクアンドモチベーション
代表者名 代表取締役社長 小笹 芳央
(コード番号 2170 東証第2部)
問合せ先 コーポレートデザイン本部長 大野 俊一
(TEL . 03 - 3538 - 8671)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20年 2月 19日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20年 3月 23日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1 . 定款変更の目的

- (1) 機動的な経営執行を実現すべく、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができる旨を定款に定めるものであります。
- (2) 議決権の不統一行使を行う際の通知方法を明確にすべく、当該規定を定款に定めるものであります。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20年 3月 23日(日)
定款変更の効力発生日 平成 20年 3月 23日(日)

以 上

(別紙)

下線部分は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>第1条 ↳ (条文省略) 第15条</p> <p>(新設)</p> <p>第16条 ↳ (条文省略) 第22条</p> <p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 ↳ (条文省略) 第43条</p>	<p>第1条 ↳ (現行のとおり) 第15条</p> <p>(議決権の不統一行使) 第16条 <u>議決権の不統一行使をおこなうときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に不統一行使を行う旨及びその理由を書面で通知しなければならない。</u></p> <p>第17条 ↳ (現行のとおり) 第23条</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 (現行のとおり)</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第25条 ↳ (現行のとおり) 第44条</p>